寒川町告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市との境界に所在する橋の管理及び費用の負担について平成30年12月10日に茅ヶ崎市長と別紙のとおり協定を締結したので、同法第19条第5項の規定により告示する。

令和元年7月18日

寒川町長　木　村　俊　雄

行政区域の境界にかかる橋の管理及び費用負担に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）及び寒川町（以下「乙」という。）とは、行政区域の境界にかかる橋の管理及び費用の負担について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）（以下、「法」という。）第１９条第１項及び第５４条第１項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、一級河川小出川に係る橋の管理及びこれらに要する費用の負担方法を定め、適正な橋の管理及び円滑な交通を確保することを目的とする。

（対象となる橋）

第２条　この協定の対象となる橋（以下「橋」という。）は、別表のとおりとする。

（管理者）

第３条　橋の管理は、別表に掲げる管理者が行うものとする。

２　管理者は、法第２７条第４項の規定により道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

３　管理者は、道路管理者に代わって橋の管理を行ったときは、遅滞なくその旨を道路管理者に通知しなければならない。

４　前３項のほか次の各号に掲げる事務は、管理者が行うものとする。

(1)　河川法第２４条の許可の更新に関すること

(2)　橋りょう台帳の調製及び保管並びに閲覧に関すること

(3)　その他橋の管理に関する調整

（費用の負担）

第４条　法施行規則第４条の５の５第１項第１号に規定する点検に係る費用を除く管理に要する費用（以下「管理に要する費用」という。）は、甲及び乙が２分の１ずつ負担をするものとする。ただし、管理に要する費用が１件１３０万円以下のものについては、管理者が負担するものとする。

２　前項の規定により負担する費用以外のものは、管理者の負担とする。

（負担額の支払方法）

第５条　負担金の納入については、管理者が発行する納入通知書により指定する期日までに相手方がこれを納入するものとする。

（収入の帰属）

第６条　占用の許可に係る占用料又は法第五十八条から第六十三条までの負担金の徴収権限は、管理者が代行し、管理者の収入とする。

（財産の帰属）

第７条　橋は、甲及び乙の共有財産とする。

（損害の賠償）

第８条　橋の管理に起因して第三者に損害を与えた場合は、管理者がその賠償の責任に応じるものとする。

（管理等を行う場合の協議）

第９条　管理者は、橋の管理等を行う場合において、第４条第１項に規定する甲及び乙が２分の１ずつ負担をするとき又は相手市町の道路構造、通行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ協議するものとする。ただし、災害時及び緊急時の応急復旧の場合は、この限りでない。

２　前項ただし書きの規定による応急復旧の費用が１３０万円を超える場合は、甲及び乙が協議して２分の１ずつ負担をするものとする。

（その他）

第１０条　法改正による新たな義務及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年 12 月 10 日

甲　茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長　　佐藤　光

乙　寒川町宮山１６５
寒川町
寒川町長　　木村　俊雄

別表

NO.	橋　名	路線名	橋の所在地	管理者
1	聖天橋	市道７７１０号線	茅ヶ崎市香川五丁目 １１０４番２１地先	寒川町
		町道大曲１４号線	寒川町大曲二丁目 １１５番４地先	
2	寺尾橋	市道７２６３号線	茅ヶ崎市下寺尾 ６０５番１地先	茅ヶ崎市
		町道岡田７号線	寒川町岡田 ６６２番２地先	